

工事履行証明書の交付に伴う手数料の徴収について

昭和57年2月1日
最終改正
平成28年4月1日

建設業者等が工事履行証明書の交付を希望するときは、従来、各契約担当局において、その手数料の徴収の取扱いに差があったので、今後は、次のとおり事務処理することとする。

記

1 主旨

手数料を徴収する。

2 根拠

北九州市手数料条例（昭和40年3月31日 条例第5号）第2条1項7号（手数料）

3 手数料

1件につき 300円

1個の請求で2以上の事項を含むときは、1事項ごとに300円とする。（上記条例第2条3項）

4 費目（技術監理局の場合）

款 使用料及び手数料

項 手数料

目 総務手数料

節 総務管理手数料

5 徴収方法

① 工事履行証明書の交付の申し出を受けた契約担当者は、業者が作成した様式に記入されている内容を確認し、その写しに担当課長の決裁を得た後、一括して庶務へ回付する。

② 庶務担当は、納付書（用品NO3307）に必要事項を記入して納付させる。

③ 庶務担当は、手数料を納付したことを確認して、証明年月日、証明者名を押印をして交付する。

6 様式

証明書の様式は、業者の任意とするが、一応の見本として別添の様式【省略】を常備し、業者の利用に供することができる。

7 納付書

① 摘要欄は「工事履行証明書の交付」とする。

1個の請求で2以上の事項を含むときは、その旨追記する。（例 2事項の場合は、

2 事項と追記する。)

② 収入番号は、年度ごとに 1 からの一連番号とし、当該決裁欄の下に同一番号を記載する。

8 実施年月日

昭和 57 年 2 月 1 日